

処遇改善アップグレード支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、処遇改善アップグレード支援事業を実施するにあたり、介護人材確保推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

知事は、介護職員の定着促進のため、新人介護職員のサポート、現任介護職員の資格取得支援や研修等による技能向上の取組などのほか、能力の適正な評価に基づく昇給制度の整備に向けた取組など、介護事業所における介護職員の処遇改善を図る取組に対し、毎年度の予算の範囲内において補助金を交付する。

また、本事業で取り組む処遇改善は、介護職員等処遇改善加算の取得(届出)においても必要であることから、併せて当該加算の取得(届出)による介護職員の給与の改善につなげていくものとする。

第2 補助対象・対象事業等

1 補助対象

介護保険法に基づく指定又は許可を受けた新潟県内に所在する介護サービス施設・事業所等（以下「介護サービス事業所等」という。）

2 対象事業等

補助金の交付の対象となる事業、経費、補助率、基準額及び要件は、次の表のとおりとする。

| 対象事業 | 経費 | 事業主体 | 補助率 | 基準額 | 要件 |
|-----------------------------------------------------------|----------|------------|-------------------------------|----------|-----------------------------------------|
| キャリア段位制度のアセッサー講習(※1)の受講 | 講習受講料 | 介護サービス事業所等 | 対象事業の各経費の総合計(ただし、右記基準額までの2/3) | 200,000円 | 介護職員等処遇改善加算の届出を行っているか又は新たに行う予定であること |
| 新人介護職員(※2)に対するエルダー・メンター制度(※3)導入による人材育成 | 研修受講料等 | | | | |
| 専門的な相談員(社会保険労務士など)による介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位加算取得にかかる個別の助言・指導等 | 相談にかかる経費 | 介護サービス事業所等 | 定額 | 200,000円 | 原則として介護職員等処遇改善加算の新規取得又はより上位区分の加算を取得すること |

※1 キャリア段位制度とは、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」のことで、事業所内で介護職員の実践的なスキルを評価する国の事業であり、アセッサー講習とは、介護職員の技能評価を行うアセッサー(評価者)になるためのものをいう。

※2 新人介護職員とは、当該研修等受講開始前1年以内に採用された職員をいう。

※3 エルダー・メンター制度

- ・エルダーとは「先輩や年長者」のことをいい、「エルダー制度」は、新入社員に対するOJT制度を整備する場合に使われる。
- ・メンターとは「会社や配属部署における上司とは別に指導・相談役となる先輩社員」のことをいい、「メンター制度」は、新入社員の精神的なサポートをするために専任者を置く場合に使われる。

第3 補助事業の要件等

1 共通要件

次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 要領第2の2に記載の対象事業について、1つ以上実施すること。
- (2) 上記(1)で実施する事業について、他の補助金の交付を受けないこと。
- (3) 要綱第2の2に規定する対象事業のうち、「アセッサー講習受講」及び「エルダー・メンター制度導入による人材育成」に係る補助を受けようとする者は、当該事業の実施及び受講料に係る経費等の精算を、当該申請年度の3月31日又は実績報告書の提出日のいずれか早い日までに完了しなければならない。
- (4) 要綱第2の2に規定する対象事業のうち、「専門的な相談員（社会保険労務士など）による介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位加算取得にかかる個別の助言・指導等」に係る補助を受けようとする者は、経費等の精算を、当該申請年度の実績報告書の提出日までに完了しなければならない。

2 個別要件

対象事業ごとにそれぞれ掲げている要件を全て満たすこと。

- (1) キャリア段位制度のアセッサー講習の受講
 - ア 講習受講要件を満たす職員がいること。
 - イ 上記アの職員のうち、本事業の対象として講習を受講した職員については、年度内に修了認定を受けること。
 - ウ 講習受講料のみを補助対象経費とする（テキスト代等は対象外。）。
 - エ 実績報告提出日において、上記アの職員が在籍すること。
- (2) 新人介護職員に対するエルダー・メンター制度導入による人材育成
 - ア 現年度において新規採用の介護職員がいること。
 - イ 新人介護職員の育成計画を作成すること。
 - ウ 実績報告提出日において、上記アの職員及びサポート等の指導職員等が在籍すること。
- (3) 専門的な相談員（社会保険労務士など）による介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位加算取得にかかる個別の助言・指導等
 - ア 顧問社会保険労務士等に対する顧問費用は対象としない。

第4 交付申請

本事業による補助を受けようとする者は、事業完了までに次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 交付要綱第5に規定する交付申請書（第1号様式）

- (2) 処遇改善アップグレード支援事業実施計画書（様式第1号）
- (3) 処遇改善アップグレード支援事業にかかる研修受講者及び受講料負担額一覧（様式第2号）（アセッサー講習受講及びエルダー・メンター制度導入の場合のみ）
- (4) 経費積算の根拠書類
- (5) 介護職員等処遇改善計画書の写し（届出を行っている場合のみ）
- (6) 新人職員の採用年月日がわかるもの（エルダー・メンター制度導入の場合のみ）

第5 変更承認申請・変更交付申請

事業所は、補助金交付要綱で定める変更申請を行うときは、同要綱で定める変更承認申請書（第3号様式）又は変更交付申請書（第2号様式）に、要領第4（2）・（3）に規定する添付書類及び変更内容が確認できる書類を添付すること。

第6 実績報告

要綱第2の2に規定する対象事業のうち、「アセッサー講習受講」及び「エルダー・メンター制度導入による人材育成」に係る実績報告をしようとする者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付申請年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出するものとする。

また、要綱第2の2に規定する対象事業のうち、「専門的な相談員（社会保険労務士など）による介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位加算取得にかかる個別の助言・指導等」に係る実績報告をしようとする者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付申請年度の2月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出するものとする。

1 共通提出書類

- (1) 交付要綱第12に規定する実績報告書（第5号様式）
- (2) 処遇改善アップグレード支援事業実施状況等報告書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費について、申請者が支払ったことの確認できる書類
※交付申請時に介護職員等処遇改善加算を取得していなかった者は、加算取得後速やかに介護職員等処遇改善計画書を提出すること。

2 個別提出書類

実施した事業に応じて次に掲げる書類を添付し、提出すること。

- (1) キャリア段位制度のアセッサー講習の受講
 - ア 講習修了証の写し
 - イ 上記の講習修了者の在籍証明（様式第3号）
- (2) 新人介護職員に対するエルダー・メンター制度導入による人材育成
 - ア 制度導入及びその実績を証する書類
 - イ 新人介護職員及びサポート等の担当職員等の在籍証明（様式第3号）
- (3) 専門的な相談員（社会保険労務士など）による介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位加算取得にかかる個別の助言・指導等
 - ア 相談者・相談内容が分かる書類
 - イ 実施した介護職員等処遇改善加算取得または、上位加算取得のための取組を証する書類

第7 補助金の返還

- 1 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第8 消費税等仕入控除額の確定に伴う報告

補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、交付要綱第7号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

第9 その他

この要領に定めるもののほかこの要領の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年5月18日から施行し、平成29年4月1日以降に実施した対象事業について適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月25日から施行し、平成30年4月1日以降に実施した対象事業について適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度に実施した対象事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年6月25日から施行し、平成31年4月1日以降に実施した対象事業について適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月21日から施行し、令和2年4月1日以降に実施した対象事業について適用する。ただし、令和元年度に実施した対象事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年8月10日から施行し、令和3年4月1日以降に実施した対象事業について適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月9日から施行し、令和4年4月1日以降に実施した対象事業について適用する。

附 則

この要領は、令和5年6月12日から施行し、令和5年4月1日以降に実施した対象事業

について適用する。

附 則

この要領は、令和6年7月5日から施行し、令和6年4月1日以降に実施した対象事業について適用する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行し、令和7年4月1日以降に実施した対象事業について適用する。